

北海道国土強靱化地域計画の策定に係る 脆弱性評価の実施について（案）

北海道

1. 趣旨

- ・ 大規模自然災害等に対する脆弱性を評価（以下「脆弱性評価」）することは、国土強靱化に関する施策の策定及び推進を図る上での必要不可欠なプロセスであり、国土強靱化基本法においても、国、地方自治体を問わず、その実施が規定されている。（第9条5項）
- ・ こうしたことから、国土強靱化地域計画（以下「地域計画」）を策定するに際し、計画に盛り込むべき施策の検討及び推進に資することを目的に、道として脆弱性評価を実施する。

国土強靱化基本法（抄）

（施策の策定及び実施の方針）

第九条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

五 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと

2. 基本的考え方

- ・ 道における脆弱性評価に当たっては、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」）の策定に際し国が実施した評価方法や評価内容を参考としつつ、道独自の視点を加味し、以下のとおり実施する。

（1）評価の方法

- ・ 脆弱性評価の判断基準となる前提として、基本計画を参考に、北海道の国土強靱化に向けた「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための現状の施策等について総合的な評価を行う。

参考 基本計画における設定

- ・ 国土強靱化の基本目標を踏まえ、大規模自然災害を想定して具体化した8つの「事前に備えるべき目標」設定
- ・ 事前に備えるべき8つの目標の妨げとなる事態として、45の「起きてはならない最悪の事態」を設定

（2）想定するリスク

- ・ 本道において想定される大規模自然災害（道民の生命や生活、経済活動に甚大な影響を及ぼす自然災害）全般を対象とするとともに、バックアップの観点から、道外の大規模自然災害リスクへの対応に関しても評価の対象とする。

(3) 評価の実施手順

- ・ 脆弱性評価は以下の手順で実施し、その結果を地域計画における施策検討に反映する。
- ① 「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」の設定
 - ・ 基本計画を参考に、地域計画に盛り込む「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を設定する。
- ② 施策の状況把握
 - ・ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、現在実施されている施策（道の施策のみならず、国、市町村、民間等が主体となる施策も含む）の有無、進捗状況を把握する。
 - ・ 進捗状況の把握に当たっては、客観性を重視するため、施策の進捗度等（全国との比較を含む）を表す指標を可能な限り設定する。指標設定に当たっては、国の脆弱性評価で設定された指標をはじめ、道の各種計画、施策評価等で用いる既存の指標を有効に活用するほか、適当な指標がない施策については、新たに指標を設定することを検討する。
- ③ 脆弱性の分析・評価
 - ・ ①の内容を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」の回避やリスク軽減に向けた課題を分析・整理し、脆弱性を評価する。
(評価の状況を踏まえ、必要に応じ「起きてはならない最悪の事態」の修正を行う。)

(分析・評価の視点)

- ・ 現行の施策で「起きてはならない最悪の事態」の回避、リスク軽減がどの程度可能か
- ・ 事態の回避を妨げる要因、課題は何か
- ・ 新たな施策の導入、施策の改善、施策の水準維持など、施策の方向性はどうあるべきか 等

(4) 評価結果を踏まえた施策プログラムの構築

- ・ 脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」回避のための施策群（施策プログラム）を構築し、地域計画に位置づける。
- ・ 施策プログラムごとに、脆弱性評価において設定した指標に基づく目標値を設定し、地域計画の着実な推進に役立てる。

以上